

特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針（令和二年三月二日環循適発第 2003027 号環境大臣決定）（抄）

改 定 後	改 定 前
特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針 （令和二年三月二日環循適発第 2003027 号環境大臣決定） <u>（令和 年 月 日改定）</u>	特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針 （令和二年三月二日環循適発第 2003027 号環境大臣決定）
<p>【目次】</p> <p>はじめに</p> <p>第 1 章 特定既存単独処理浄化槽の措置の検討</p> <p>1．法に定義される特定既存単独処理浄化槽</p> <p>2．具体の事案に対する措置の検討</p> <p>（1）特定既存単独処理浄化槽に対する措置の概要</p> <p>（2）特定既存単独処理浄化槽に対する措置の要否の判断</p> <p>（3）11 条検査と立入検査の関係</p> <p>第 2 章 特定既存単独処理浄化槽の措置を講ずるに際して参考となる考え方</p> <p>1．特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる事項</p> <p>2．特定既存単独処理浄化槽を把握するための根拠となる情報</p> <p>第 3 章 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の実施</p> <p>1．立入検査</p> <p>（1）立入検査の実施</p>	<p>【目次】</p> <p>はじめに</p> <p>第 1 章 特定既存単独処理浄化槽の措置の検討</p> <p>1．法に定義される特定既存単独処理浄化槽</p> <p>2．具体の事案に対する措置の検討</p> <p>（1）特定既存単独処理浄化槽に対する措置の概要</p> <p>（2）特定既存単独処理浄化槽に対する措置の要否の判断</p> <p>（3）11 条検査と立入検査の関係</p> <p>第 2 章 特定既存単独処理浄化槽の措置を講ずるに際して参考となる考え方</p> <p>1．特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる事項</p> <p>2．特定既存単独処理浄化槽を把握するための根拠となる情報</p> <p>第 3 章 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の実施</p> <p>1．立入検査</p> <p>（1）立入検査の実施</p>

- (2) 指定検査機関との連携
- 2 . 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への助言又は指導
 - (1) 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への告知
 - (2) 助言又は指導後の対応
- 3 . 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への勧告
- 4 . 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への命令
 - (1) 弁明の機会の付与
 - (2) 命令の通知
 - (3) 処分等の求め
- 5 . 勧告又は命令後の対応

〔別紙〕特定既存単独処理浄化槽の判定及び措置の基本的な考え方

(別表) 特定既存単独処理浄化槽の判定における各項目の該当性

- (2) 指定検査機関との連携
- 2 . 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への助言又は指導
 - (1) 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への告知
 - (2) 助言又は指導後の対応
- 3 . 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への勧告
- 4 . 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への命令
 - (1) 弁明の機会の付与
 - (2) 命令の通知
 - (3) 処分等の求め
- 5 . 勧告又は命令後の対応

〔別紙 1〕特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる事項

〔別紙 2〕判定の考え方

〔別紙 3〕特定既存単独処理浄化槽の措置の参考となる考え方

はじめに

(略)

合併処理浄化槽の役割が高まる一方、現在は新設が禁止されている、し尿のみを処理し生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽が数多く残存している問題が存在している。単独処理浄化槽は昭和 30 年代後半から昭和 50 年代の高度成長期にかけて、下水道の普及に伴い下水道未普及地域における水洗化要求の高まりを受けて急速に整備されたものである。一方で単独処理浄化槽からの放流水による公共用水域への影響、水質汚濁が社会問題となり、平成 12 年に浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）が改正され、平成 13 年 4 月 1 日より原則として単独処理浄化槽の新規設置が禁止されている。以後、設置基数は緩やかに減少しているものの、平成 30 年度末時点において浄化槽全設置基数約 756 万基の 50%にあたる約 381 万基が残存していた。

これらの単独処理浄化槽は、普及し始めてから、40～50 年経過するものも存在しており、40 年以上経過しているものは推計で約 100 万基も残存していた。浄化槽法第 11 条第 1 項に定める指定検査機関の行う水質に関する検査（以下「11 条検査」という。）の結果から、変形、漏水等をしている事例も約 6,000 件みられており、処理不十分なし尿の漏出による公衆衛生への影響も懸念されるので、老朽化した単独処理浄化槽は特に合併処理浄化槽への転換を進める必要があった。さらに、この単独

はじめに

(略)

合併処理浄化槽の役割が高まる一方、現在は新設が禁止されている、し尿のみを処理し生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽が数多く残存している問題が存在している。単独処理浄化槽は昭和 30 年代後半から昭和 50 年代の高度成長期にかけて、下水道の普及に伴い下水道未普及地域における水洗化要求の高まりを受けて急速に整備されたものである。一方で単独処理浄化槽からの放流水による公共用水域への影響、水質汚濁が社会問題となり、平成 12 年に浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）が改正され、平成 13 年 4 月 1 日より原則として単独処理浄化槽の新規設置が禁止されている。以後、設置基数は緩やかに減少しているものの、平成 30 年度末時点において浄化槽全設置基数約 756 万基の 50%にあたる約 381 万基が残存している。

これらの単独処理浄化槽は、普及し始めてから、40～50 年経過するものも存在しており、40 年以上経過しているものは推計で約 100 万基も残存している。浄化槽法第 11 条第 1 項に定める指定検査機関の行う水質に関する検査（以下「11 条検査」という。）の結果から、変形、漏水等をしている事例も約 6,000 件みられており、処理不十分なし尿の漏出による公衆衛生への影響も懸念されるので、老朽化した単独処理浄化槽は特に合併処理浄化槽への転換を進める必要がある。さらに、この単独処理浄化槽の 11 条検

処理浄化槽の 11 条検査の受検率は 25%に過ぎず、大量に存在する未受検単独処理浄化槽の中には、老朽化により浄化槽本体が破損や変形、漏水しているものや管理状態が悪いことによりし尿が適切に処理されていない単独処理浄化槽も発生している可能性がある状態であった。

(略)

本指針は、特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる考え方及び特定既存単独処理浄化槽に対する措置に係る手続について、各地方公共団体が執るべき基本的な考え方を示すものである。したがって、各地方公共団体において地域の実情を反映しつつ、適宜固有の判定基準を定めること等を妨げるものではないが、原則として本指針に則り特定既存単独処理浄化槽に対応することが適当である。また、措置に係る手続については、必要に応じて、手続を付加することや法令等に抵触しない範囲で手続を省略することを妨げるものではない。なお、改正法による改正後の浄化槽法（以下「法」という。）附則第 11 条第 1 項及び第 2 項に基づく助言又は指導及び勧告については、本指針においては行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に沿って記載しているところ、同法第 3 条第 3 項により都道府県知事が行う行政指導については同法第 4 章及び第 4 章の 2 の規定が適用除外とされていることから、実務的には本指針を参考としつつ、各地方公共団体が定める行政手続条例等によることとなる。

査の受検率は 25%に過ぎず、大量に存在する未受検単独処理浄化槽の中には、老朽化により浄化槽本体が破損や変形、漏水しているものや管理状態が悪いことによりし尿が適切に処理されていない単独処理浄化槽も発生している可能性がある。

(略)

本指針は、特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる考え方及び特定既存単独処理浄化槽に対する措置に係る手続について、参考となる一般的な考え方を示すものである。したがって、各地方公共団体において地域の実情を反映しつつ、適宜固有の判定基準を定めること等により特定既存単独処理浄化槽に対応することが適当である。また、措置に係る手続については、必要に応じて、手続を付加することや法令等に抵触しない範囲で手続を省略することを妨げるものではない。なお、改正法による改正後の浄化槽法（以下「法」という。）附則第 11 条第 1 項及び第 2 項に基づく助言又は指導及び勧告については、本指針においては行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に沿って記載しているところ、同法第 3 条第 3 項により都道府県知事が行う行政指導については同法第 4 章及び第 4 章の 2 の規定が適用除外とされていることから、実務的には本指針を参考としつつ、各地方公共団体が定める行政手続条例等によることとなる。

また、本指針は、今後、法に基づく措置の事例等の知見の集積

また、本指針は、今後、法に基づく措置の事例等の知見の集積を踏まえ、適宜見直される場合があることを申し添える。

第 1 章 特定既存単独処理浄化槽の措置の検討

2 . 具体の事案に対する措置の検討

(2) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の要否の判断

(略)

特定既存単独処理浄化槽として法附則第 11 条に定める措置を実施するためには、第 2 章を参考に、必要に応じ立入検査を実施して、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるかを確認する必要があるが、措置の実施に入る前の段階で、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の必要性の理解を求め、自主的な転換を進めることが重要であり、

(略)

このような自主的な転換は、これまでも進められてきているところであり、平成 12 年改正法附則第 3 条で転換の努力義務が課せられているものであって、当然のことながら特定既存単独処理浄化槽との判定を待たずに実施できるものである。法第 54 条の規定により地方公共団体が組織する協議会なども活用しながら、自主的な転換を行うよう、浄化槽管理者の理解を求めることが重要である。

を踏まえ、適宜見直される場合があることを申し添える。

第 1 章 特定既存単独処理浄化槽の措置の検討

2 . 具体の事案に対する措置の検討

(2) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の要否の判断

(略)

特定既存単独処理浄化槽として法附則第 11 条に定める措置を実施するためには、第 2 章を参考に、立入検査を実施して、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるかを確認する必要があるが、措置の実施に入る前の段階で、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の必要性の理解を求め、自主的な転換を進めることが重要であり、

(略)

このような自主的な転換は、これまでも進められてきているところであり、平成 12 年改正法附則第 3 条で転換の努力義務が課せられているものであって、当然のことながら特定既存単独処理浄化槽との判定を待たずに実施できるものである。法第 54 条の規定により地方公共団体が組織する協議会なども活用しながら、自主的な転換を行うよう、浄化槽管理者の理解を求めることが重要である。

また、特定既存単独処理浄化槽の判定及び措置を進めるに当たっては、浄化槽管理者の負担軽減や合併処理浄化槽の普及促進の観点から、環境省の予算制度を積極的に活用して、浄化槽整備区域における合併処理浄化槽への転換を優先的に行うことが望ましい。

(3) 11 条検査と立入検査の関係

(略)

11 条検査と、特定既存単独処理浄化槽の判定のための立入検査は、その目的や実施主体が異なるが、検査内容としては重なる部分も多い。11 条検査を受検している浄化槽管理者と未受検の浄化槽管理者との公平性の観点からも、助言及び指導にとどまらず、勧告、命令、罰則という手続も含めて、浄化槽管理者に 11 条検査の実施を求める必要がある。

他方、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態、周辺環境への影響や、放流水質等に関する規制等地域の実情に照らして、悪影響の程度や危険等の切迫性が高い場合においてまで、浄化槽管理者自ら 11 条検査を実施するのを待つのは適切ではない。そのような場合には、11 条検査の受検を求める手続と並行して、行政自ら立入検査を実施することで、特定既存単独処理浄化槽の措置を迅速に講ずることが必要である。

(3) 11 条検査と立入検査の関係

(略)

11 条検査と、特定既存単独処理浄化槽の判定のための立入検査は、その目的や実施主体が異なるが、検査内容としては重なる部分も多い。11 条検査を受検している浄化槽管理者との公平性の観点からも、助言及び指導にとどまらず、勧告、命令、罰則という手続も含めて、浄化槽管理者に 11 条検査の実施を求める必要がある。

他方、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態、周辺環境への影響や、放流水質等に関する規制等地域の実情に照らして、悪影響の程度や危険等の切迫性が高い場合においてまで、浄化槽管理者自ら 11 条検査を実施するのを待つのは適切ではない。そのような場合には、11 条検査の受検を求める手続と並行して、行政自ら立入検査を実施することで、特定既存単独処理浄化槽の措置を迅速に講ずることが考えられる。

第2章 特定既存単独処理浄化槽の措置を講ずるに際して参考となる考え方

特定既存単独処理浄化槽に対する措置を講ずるに際しては、既存単独処理浄化槽がそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態であるか否かを判断するとともに、当該既存単独処理浄化槽がもたらす周辺への悪影響の程度等について考慮する必要がある。

また、特定既存単独処理浄化槽に対する措置を講ずるか否かについては、下記1.を参考に特定既存単独処理浄化槽と認められる既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況、周辺環境への影響等を勘案して、総合的に判定されるべきものである。なお、その際、下記2.の情報を根拠とするほか、法第54条に基づく協議会等において意見を聞くことも考えられる。

1. 特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる事項

特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる情報として、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況、周辺環境への影響等が考えられる。

既存単独処理浄化槽が現にもたらしている、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響が周辺の生活環境、公衆衛生等

第2章 特定既存単独処理浄化槽の措置を講ずるに際して参考となる考え方

特定既存単独処理浄化槽に対する措置を講ずるに際しては、既存単独処理浄化槽がそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態であるか否かを判断するとともに、当該既存単独処理浄化槽がもたらす周辺への悪影響の程度等について考慮する必要がある。

また、特定既存単独処理浄化槽は将来の蓋然性を含む概念であり、必ずしも定量的な基準により一律に判定することはなじまない。特定既存単独処理浄化槽に対する措置を講ずるか否かについては、下記1.を参考に特定既存単独処理浄化槽と認められる既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況、周辺環境への影響等を勘案して、総合的に判定されるべきものである。なお、その際、下記2.の情報を根拠とするほか、法第54条に基づく協議会等において意見を聞くことも考えられる。

1. 特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる事項

特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる情報として、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況、周辺環境への影響等が考えられる。

既存単独処理浄化槽が現にもたらしている、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響が周辺の生活環境、公衆衛生等にも

にも及ぶと判断された場合に、その悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を超えるか否か、その状態が継続された場合のもたらされる危険等について切迫性が高いか否か等により特定既存単独処理浄化槽に該当するか否かを判定する。その際の判定基準は、別紙に示すとおり、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態、周辺環境への影響や、放流水質等に関する規制等地域の实情に応じて、悪影響の程度や危険等の切迫性を判定することとなる。外形的状況や性能状況の不適切な状態が深刻な場合や複合的にみられる場合は、悪影響の程度や危険等の切迫性が有り、措置の緊急性が高いと判定することも考えられる。

周辺環境への影響に関して、例えば、水道水源の湖沼等において条例により単独処理浄化槽に対して規制が適用される場合や生活排水の排出に対して何らかの規制がなされる地域に位置する場合、あるいは浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸が近接（浄化槽から 30m 以内に井戸が存在）している場合等は、特定既存単独処理浄化槽として措置を講ずる必要性が高くなることが考えられる。

特定既存単独処理浄化槽に対する措置については、合併処理浄化槽への転換を原則とした指導を行うこととする。ただし、特定既存単独処理浄化槽として判定された事象の再発が起らない形で補修が可能であり、かつ他の箇所においても破損や漏

及ぶと判断された場合に、その悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を超えるか否か、その状態が継続された場合のもたらされる危険等について切迫性が高いか否か等により特定既存単独処理浄化槽に該当するか否かを判定する。その際の判定基準は一律とする必要はないが、別紙 1、別紙 2 を参考に、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態、周辺環境への影響や、放流水質等に関する規制等地域の实情に応じて、悪影響の程度や危険等の切迫性を判定することとなる。外形的状況や性能状況の不適切な状態が深刻な場合や複合的にみられる場合は、悪影響の程度や危険等の切迫性が有り、措置の緊急性が高いと判定することも考えられる。

周辺環境への影響に関して、例えば、水道水源の湖沼等において条例により単独処理浄化槽に対して規制が適用される場合や生活排水の排出に対して何らかの規制がなされる地域に位置している井戸が近接している場合等は、特定既存単独処理浄化槽として措置を講ずる必要性が高くなることが考えられる。

特定既存単独処理浄化槽に対する措置については、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況に応じて、除却を行い合併処理浄化槽に交換するか、補修や附帯設備の交換により既存単独処理浄化槽として使用し続けるか、その後の対応も含めて判定することになる。なお、その際には合併処理浄化槽へ転換した場合の費

水等、特定既存単独処理浄化槽の判定となる事象が発生しないことが明らかである場合、補修による改善も認められるものとする。

用との関係性も留意する必要がある。

既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態が深刻な場合や複合的にみられて周辺環境への影響が懸念される場合は、緊急性が高いことから除却を行い合併処理浄化槽への交換を措置として求めることが考えられる。一方、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態が限定的な場合は、浄化槽の補修や附帯設備の交換を措置として求めて既存単独処理浄化槽の使用を継続することも考えられるが、この場合においても、補修や附帯設備の交換により外形的状況や性能状況が一時的に改善するものの、例えば、老朽化が進行した既存単独処理浄化槽においては、本体がすでに劣化して部材の強度が低下していることで破損、変形、漏水等が再発したり、附帯設備の破損、変形、脱落等が再発したりすることによって、周辺環境への影響が懸念される事態になり緊急性が高まることありえる。

このようなことから、既存単独処理浄化槽の使用の継続による当該既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の将来的な悪化の可能性も念頭に総合的に評価を行い、措置の内容について、除却を行うか、補修や附帯設備の交換を行うかの判定を行うことになる。なお、その際には合併処理浄化槽へ転換した場合の費用との関係性も留意する必要がある。

特定既存単独処理浄化槽の措置の参考となる考え方については別紙3に示す。

2. 特定既存単独処理浄化槽を把握するための根拠となる情報
(略)

11 条検査を受検している浄化槽については、漏水や著しい破損等に係る写真が添付された報告書を確認することにより、特定既存単独処理浄化槽の対象となり得る既存単独処理浄化槽を把握する。その際、必要に応じて指定検査機関と連携して浄化槽の立入検査を行うこと。

11 条検査を受検していない浄化槽については、浄化槽台帳に集積された情報(設置情報(設置年、処理方式等)や管理情報(保守点検、清掃))、協議会や報告徴収制度を通じた保守点検業者や清掃業者から得た情報等から漏水や著しい破損等を把握し、浄化槽をスクリーニングしたうえで選定を行い、必要に応じて指定検査機関と連携して法第 53 条に基づく立入検査を行うこと。スクリーニングにあたっては、以下の事項に留意すること。

- 浄化槽台帳に集積された設置情報から、特に老朽化による本体や機材の劣化が予想される建築基準法に定める旧構造基準の方式(全ばっ気型、腐敗タンク型等)の既存単独処理浄化槽について着目すること。
- 保守点検業者や清掃業者から得た管理情報から、既存単独処理浄化槽の放流水質が所定の性能を満たさないおそれのあるものや内部の様態からみて所定の性能を確保できないことが明らかなもの、漏水や著しい破損等がある

2. 特定既存単独処理浄化槽を把握するための根拠となる情報
(略)

11 条検査を受検している浄化槽については、その結果の報告により特定既存単独処理浄化槽の対象となり得る既存単独処理浄化槽を把握したうえで、指定検査機関と連携して浄化槽の立入検査を行うこと。

11 条検査を受検していない浄化槽については、浄化槽台帳に集積された情報(設置情報(設置年、処理方式等)や管理情報(保守点検、清掃))、協議会や報告徴収制度を通じた保守点検業者や清掃業者から得た情報等から浄化槽をスクリーニングしたうえで選定を行い、指定検査機関と連携して法第 53 条に基づく立入検査を行うこと。スクリーニングにあたっては、以下の事項に留意すること。

- 浄化槽台帳に集積された設置情報から、特に老朽化による本体や機材の劣化が予想される建築基準法に定める旧構造基準の方式(全ばっ気型、腐敗タンク型等)の既存単独処理浄化槽について着目すること。
- 保守点検業者や清掃業者から得た管理情報から、既存単独処理浄化槽の放流水質が所定の性能を満たさないおそれのあるもの、内部の様態からみて所定の性能を確保できないことが明らかなものや劣化が著しいものについて着目する

ものについて着目すること。

- 既存単独処理浄化槽の放流先、既存単独処理浄化槽の放流水への条例に基づく水質規制の有無、近隣住民からの苦情通報の情報等にも着目すること。

なお、都道府県知事は、情報収集にあたっては、市町村とも連携すること。また、11条検査の実施に併せて定期的に特定既存単独処理浄化槽の対象となり得る浄化槽を把握すること。

第3章 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の実施

(略)

特定既存単独処理浄化槽に対する措置の事前準備として、第2章2.に記載したとおり、浄化槽台帳(法第49条)に集積された情報、協議会(法第54条)や報告徴収制度(法第53条第1項)を通じて得た情報等から浄化槽をスクリーニングした上で選定を行い、必要に応じて立入検査(法第53条第2項から第4項)を行って特定既存単独処理浄化槽か否かの判定を行う。

1. 立入検査

(1) 立入検査の実施

(略)

立入検査を実施する場合には、当該職員は、その身分を示す

こと。

- 既存単独処理浄化槽の放流先、既存単独処理浄化槽の放流水への条例に基づく水質規制の有無、近隣住民からの苦情通報の情報等にも着目すること。

なお、都道府県知事は、情報収集にあたっては、市町村と連携すること。また、11条検査の実施に併せて定期的に特定既存単独処理浄化槽の対象となり得る浄化槽を把握すること。

第3章 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の実施

(略)

特定既存単独処理浄化槽に対する措置の事前準備として、第2章2.に記載したとおり、浄化槽台帳(法第49条)に集積された情報、協議会(法第54条)や報告徴収制度(法第53条第1項)を通じて得た情報等から浄化槽をスクリーニングした上で選定を行い、立入検査(法第53条第2項から第4項)を行って特定既存単独処理浄化槽か否かの判定を行う。

1. 立入検査

(1) 立入検査の実施

(略)

立入検査を実施する場合には、当該職員は、その身分を示す証

証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない（法第 53 条第 3 項）。身分を示す証明書の様式は、規則様式第 8 号あるいは環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和 3 年環境省令第 2 号）に基づく別記様式に定めるところによる。

（略）

（ 2 ） 指定検査機関との連携

立入検査を実施する場合にあっては、特定既存単独処理浄化槽か否かの判定を行うためには専門的知識が必要であることから、居住者の承諾を得る際に、指定検査機関の同行を伝え、同意いただいた場合には、指定検査機関と同行して立入検査を実施することが望ましい。

同意いただけなかった場合であって、当該浄化槽管理者が 11 条検査を受検していたときは、その結果から特定既存単独処理浄化槽の判定が可能か、情報が不十分な場合にはどの情報を確認すれば判定が可能かを、指定検査機関と相談した上で、必要があれば職員において立入検査を実施し、追加的に必要な情報を収集して特定既存単独処理浄化槽か否かの判定を実施する。

（略）

明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない（法第 53 条第 3 項）。身分を示す証明書の様式は、規則様式第 8 号に定めるところによる。

（略）

（ 2 ） 指定検査機関との連携

特定既存単独処理浄化槽か否かの判定を行うためには専門的知識が必要であることから、居住者の承諾を得る際に、指定検査機関の同行を伝え、同意いただいた場合には、指定検査機関と同行して立入検査を実施することが望ましい。

同意いただけなかった場合であって、当該浄化槽管理者が 11 条検査を受検していたときは、その結果から特定既存単独処理浄化槽の判定が可能か、情報が不十分な場合にはどの情報を確認すれば判定が可能かを、指定検査機関と相談した上で、職員において立入検査を実施し、追加的に必要な情報を収集して特定既存単独処理浄化槽か否かの判定を実施する。

（略）

2. 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への助言又は指導
(2) 助言又は指導後の対応
(略)

一方、助言又は指導を受けた特定既存単独処理浄化槽が改善されないと認められるときは、都道府県知事は、当該特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対し、繰り返し助言又は指導（書面での実施を含む。）を行うべきか、必要な措置を勧告すべきかどうか、勧告する場合はどのような措置とするか等について検討する。その際、法第 54 条に基づく協議会において協議すること等も考えられる。なお、協議会で協議する場合には、個人情報保護法に基づき、協議の過程で当該特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に係る個人情報が外部に漏えいすることのないよう、細心の注意を払う必要がある。

なお、助言又は指導を行うに当たっては、都道府県の人員・体制のみでは対応が困難な場合も想定されることから、指定検査機関により、特定既存単独処理浄化槽が生活環境や公衆衛生へ与える影響等の情報提供・説明、及びこれらを踏まえた具体的な改善策（除却又は修繕）の説明・助言・提案、並びにこれらに関する相談・問い合わせ対応等が行われることが望ましい。
(略)

2. 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への助言又は指導
(2) 助言又は指導後の対応
(略)

一方、助言又は指導を受けた特定既存単独処理浄化槽が改善されないと認められるときは、都道府県知事は、当該特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対し、繰り返し助言又は指導（書面での実施を含む。）を行うべきか、必要な措置を勧告すべきかどうか、勧告する場合はどのような措置とするか等について検討する。その際、法第 54 条に基づく協議会において協議すること等も考えられる。なお、協議会で協議する場合には、協議の過程で当該特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に係る個人情報

(略)

〔別紙〕特定既存単独処理浄化槽の判定及び措置の基本的な考え方

1. 特定既存単独処理浄化槽の判定フロー

特定既存単独処理浄化槽の判定フローを以下に示す。各自治体においては下記のフローを基に特定既存単独処理浄化槽に該当するか否かを判定すること。

下記の各項目の該当性については、別表のとおり示すので、これに従い適切に判定を行うこと。

〔別紙1〕特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる事項

<外形的状況や性能状況>

重要項目

項目	参考となる事項
浄化槽本体	<ul style="list-style-type: none">・浄化槽本体に著しい破損又は劣化箇所がある。・隔壁等の内部設備に影響を及ぼす程度の変形がある。・漏水している（槽内水位が所定位置より大幅に低下）。・現場打ちの場合には、躯体部に著しい腐食・劣化がある。
水平の狂い	<ul style="list-style-type: none">・水平の狂いや浮上又は沈下により、不均等な攪拌や短絡水流が形成されている。・水平の狂いや浮上又は沈下により、腐敗タンク（室）や沈殿分離タンク（室）、沈殿室の堆積汚泥が極度に偏っている。・水平の狂いや浮上又は沈下により、管渠や空気配管、内部設備等の破損がある。

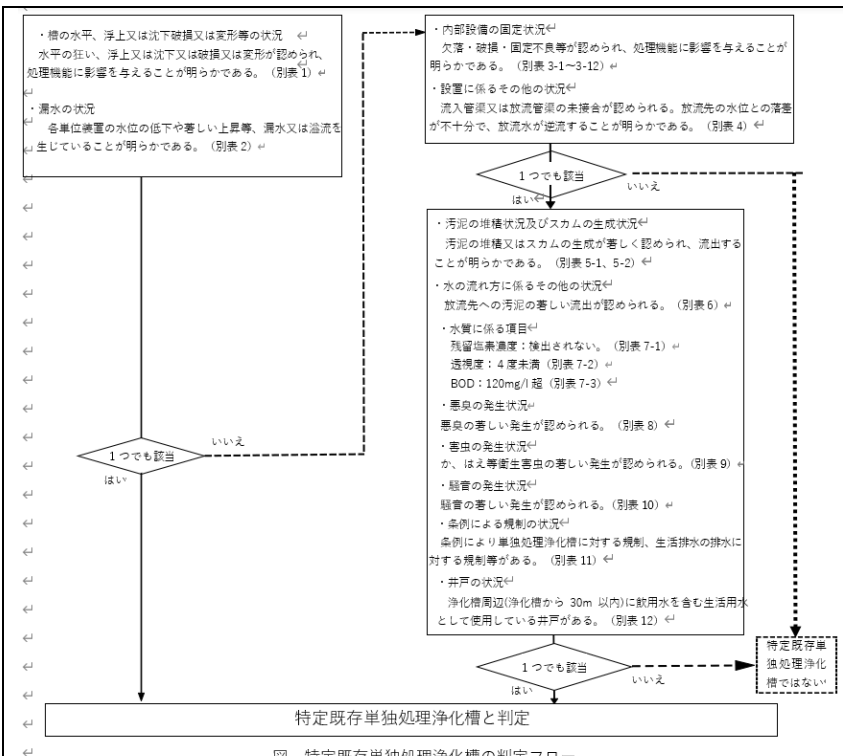


図 特定既存単独処理浄化槽の判定フロー

2. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の考え方

特定既存単独処理浄化槽として判定された場合は、改善に向けた措置として、浄化槽管理者に対して合併処理浄化槽への転換を原則とした指導等を行うこととする。ただし、保守点検等の結果から判断して、特定既存単独処理浄化槽として判定された事象の再発が起こらない形で補修が可能であり、かつ他の箇

その他の項目	
項目	参考となる事項
浄化槽の内部設備	<ul style="list-style-type: none"> 各室の隔壁や仕切板が著しく破損、変形、脱落又は欠落している。 構造上、充填されるべき接触材やろ材が充填されていない。又は、破損・浮上・脱落等が生じている。
平面酸化床、 散水ろ床	<ul style="list-style-type: none"> 著しい破損がある。 破損や傾きにより、短絡流や不適正な水流が発生している。 剥離生物膜が特定の箇所に堆積し、適切な水流を妨げている。
ばっ気装置	<ul style="list-style-type: none"> 適切な水流が確保されていない。
消毒装置	<ul style="list-style-type: none"> 消毒設備が破損、脱落又は欠落している。 薬剤筒が適正に固定されていない。
流入管渠、 放流管渠	<ul style="list-style-type: none"> 定常的に勾配不良や閉塞等による滞留や逆流がある。 流入升において、逆流や溢流がある。 放流先等からの逆流がある。 著しい破損または漏水がある。

所においても破損や漏水等、特定既存単独処理浄化槽の判定となる事象が発生しないことが明らかである場合、補修による改善も認められるものとして指導等を行うこととする。なお、過去に補修を行った実績があり、再び補修箇所もしくはその周辺に著しい破損や漏水等が発生した場合にあっては、上記によらず合併処理浄化槽への転換を原則とした指導を行うこと。

<周辺環境への影響>

周辺環境への影響

項目	参考となる事項
悪臭等の発生状況	浄化槽設置場所周辺において著しい悪臭、害虫、騒音の発生がある。
放流水の水質	放流水の透視度が4度(4cm)未満である。
放流水質等の規制	条例により単独処理浄化槽に対する規制や生活排水の排出に対する規制等がある。
井戸の設置状況	浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸がある。

<参考となる情報>

参考となる情報

項目	参考となる事項
過去の補修等の実績	以前に本体又は内部設備(その他の項目に係る附帯設備を含む)で補修や部品の交換を行った実績がある。
浄化槽の構造基準	旧構造基準に基づいて設置された単独処理浄化槽(昭和44年以前に設置された単独処理浄化槽を含む)である。

〔別表〕特定既存単独処理浄化槽の判定における各項目の該当性

以下に係る各項目の該当性は、浄化槽法定検査判定ガイドライン（平成14年2月改訂版）を基に整理しているが、11条検査未受検の浄化槽についても、浄化槽台帳に集積された情報（設置情報や管理情報）、協議会や報告徴収制度等を通じた保守点検業者や清掃業者から得た情報等から、各項目の該当性を確認すること。

番号	項目	チェック項目	該当性
1	槽の水平、浮上又は沈下破損又は変形等の状況	水平、浮上又は沈下又は破損又は変形の状況	水平の狂い、浮上又は沈下又は破損又は変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。
2	漏水の状況	漏水、溢流の状況	各単位装置の水位の低下や著しい上昇等、漏水又は溢流を生じ

〔別紙2〕判定の考え方

「そのまま放置すれば生活環境や公衆衛生上支障が生じるおそれのある状態にあると認められるもの」であることを判定する際は、以下の1.若しくは2.に掲げる状態（将来そのような状態になることが予見される場合を含む。）に該当、かつ3.に掲げる周辺環境への影響に該当するか否かにより判定する。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判定していく必要がある。

1. 重要項目

浄化槽本体の外見的形状が保持できず、生活環境や公衆衛生に対して過大な悪影響を定常的に与えることが明らかである項目として、以下の（イ）又は（ロ）に掲げる事項に該当するか否かにより判定する。

（イ）浄化槽本体の著しい破損又は変形、漏水の状況

浄化槽本体に著しい破損や劣化、変形が発生しているか否か、槽本体から外部への漏水が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。

調査項目

- ・浄化槽本体に著しい破損又は劣化箇所がある。
- ・隔壁等の内部設備に影響を及ぼす程度の変形があ

			ていることが明らかである。	<p>例</p> <p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漏水している（槽内水位が所定位置より大幅に低下）。 ・現場打ちの場合には、躯体部に著しい腐食又は劣化がある。 <p>【切迫性の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漏水が認められた場合は、地下水等への過大な影響が懸念されることから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 ・旧構造基準（昭和 44 年建設省告示第 1726 号）に基づく FRP 製既存単独処理浄化槽は、既に耐用年数の 30 年¹を超過しており、腐食や亀裂が確認された場合は、将来漏水や崩落等が生じる蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響や危険等についての切迫性は高いと判断する。 ・旧構造基準（昭和 44 年建設省告示第 1726 号）に基づく鉄筋コンクリート製既存単独処理浄化槽は、汚水処理施設の鉄筋コンクリート構造物の標準耐用年数が 50 年²であり、腐食や亀裂が確認された場合には、漏水や崩落等が生じる蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響や危険等についての切迫性は高いと判断する。 <p><small>1 FRP 製浄化槽の耐久性に関する考察（公益財団法人日本環境整備教育セン</small></p>
3-1	内部設備の固定状況	ポンプ設備の固定状況	ポンプ設備の欠落、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	
3-2		接触材、ろ材、担体等の固定及び保持状況	接触材、ろ材、担体等の欠落、浮上、破損、脱落、流出等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	
3-3		ばっ気装置の固定状況	散気装置の欠落、破損、固定不良、空気配管途中の支持具の破損等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	
3-4		かくはん装置の固定状況	かくはん装置の欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	
3-5		汚泥返送装置及び汚泥移送装置	汚泥返送装置及び汚泥移送装置の欠落、位置の不良、汚泥返送管又は汚泥移送管の破損、固定	

		装置の固定状況	不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	<p>ター 小川浩、大森英昭)</p> <p>2 下水道事業の手引きより抜粋(監修/国土交通省水管理・国土保全局 下水道部)</p> <p>【措置の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数を超過した既存単独処理浄化槽において破損や亀裂、著しい変形、漏水等が認められた場合は、当該箇所を補修したとしても材質そのものが劣化しているため、他の箇所でも何らかの異常が発生すると考えられることから、補修せずに合併処理浄化槽に交換することが望ましい。 ・FRP 製既存単独処理浄化槽の破損等を補修した場合、歪み等が生じて他の部分の破損等を連鎖的に招き、繰り返し補修を行わなければならないおそれがあることから、係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。 ・鉄筋コンクリート製既存単独処理浄化槽の破損等を補修する場合、安全面の観点から、上部鉄筋コンクリートを除去する必要があることから、補修に係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。
3-6		循環装置の固定状況	循環装置の欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	
3-7		逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	逆洗装置又は洗浄装置の欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	
3-8		膜モジュールの固定状況	膜モジュールの欠落、破損、固定不良等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	
3-9		消毒設備の固定状況	消毒装置の欠落、破損、固定不良等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	
3-10		越流せきの固定状況	越流せきの欠落、水平の狂い、破損変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	

			ある。	(口)浄化槽本体の著しい水平の狂い、浮上又は沈下の状況
3-11	隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況	破損又は著しい変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		浄化槽本体の水平の狂いや浮上又は沈下により、管渠や空気配管、内部設備等の破損が発生しているか否か、不均等な攪拌や短絡水流や堆積汚泥分布に著しい偏りが発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。
3-12	その他の内部設備の固定状況	固定不良、欠落、破損が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。(本項目は以下の場合が該当する) 流量調整槽の分水計量装置、散水とい、平面酸化床、汚泥掻き寄せ機、回転板駆動装置、砂ろ過装置、活性炭吸着装置、集水装置、計測機器、警報装置、汚泥濃縮機、脱水機、制御盤、操作ラベル		<p>調査項目例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水平の狂いや浮上又は沈下により、不均等な攪拌や短絡水流が形成されている。 ・水平の狂いや浮上又は沈下により、腐敗タンク(室)や沈殿分離タンク(室)、沈殿室の堆積汚泥が極度に偏っている。 ・水平の狂いや浮上又は沈下により、管渠や空気配管、内部設備等の破損がある。
4	設置に係るその他の状況	流入管渠及び放流管渠の設置状況	流入管渠又は放流管渠の未接合が認められる。放流先の水位との落差が不十分で、放流水が逆流することが明らかである。	<p>【切迫性の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著しい水平の狂いや浮上又は沈下による管渠の亀裂や破損又はそのおそれがある場合、当該箇所から漏水が生じる蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 ・著しい水平の狂いや浮上又は沈下が生じた場合、空気配管や内部設備の破損や脱落、異常な水流の発生等、浄化槽の内部設備や附帯設備に複合的な異常をもたらすことは明らかであり、このことにより処理機能が著しく低下し、または汚泥の

5-1	汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	消毒槽の汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。	<p>流出によって適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。</p> <p>【措置の考え方】</p> <p>著しい水平の狂いや浮上又は沈下が生じた既存単独処理浄化槽を補修する場合、槽本体を傷つけないよう掘り起こし、再度適正に据え付けなければならないことから、補修に係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。</p> <p>2. その他の項目</p> <p>内部設備等の異常が原因で処理機能が低下し、生活環境や公衆衛生に対して過大な悪影響を定常的に与えるおそれ大きい項目として、以下の(イ)から(ホ)に掲げる事項に該当するか否かにより判定する。</p> <p>(イ) 浄化槽の内部設備</p>
5-2		放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。	
6	水の流れ方に係るその他の状況	汚泥の流出状況	放流先へ汚泥の著しい流出が認められる。	
7-1	水質に係る項目	残留塩素濃度	検出されない。	
7-		透視度	4度未満	

2				<p>各室の隔壁や仕切板が著しく破損、変形、脱落又は欠落しているか否か、構造上、充填されるべき接触材やろ材が充填されていない、又は破損、浮上、脱落等が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。</p> <p>調査項目例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各室の隔壁や仕切板が著しく破損、変形、脱落又は欠落している。 ・構造上、充填されるべき接触材やろ材が充填されていない。又は破損、浮上、脱落が生じている。 <p>【切迫性の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各室の隔壁や仕切板に破損や変形、脱落又は欠落により、異なる単位装置の槽内水が区別なく混じりあうなど、当該単位装置が所期の性能を発揮していないと判断される場合、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 ・ろ材や接触材が著しく破損している又は充填されていない他、槽内水のほとんどがろ材や接触材の間を通過していないと判断できる場合、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 <p>【措置の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部品の入手が不可能で、補修できない場合は「補修不能」と
7-3		BOD	120mg/l 超	
8	悪臭の発生状況	悪臭の発生状況	悪臭の著しい発生が認められる。	
9	害虫の発生状況	か、はえ等の発生状況	か、はえ等衛生害虫の著しい発生が認められる。	
10	騒音の発生状況	騒音の発生状況	騒音の著しい発生が認められる。	
11	条例による規制の状況	条例による規制の有無	条例により単独処理浄化槽に対する規制、生活排水の排水に対する規制等がある。	
12	井戸の状況	周辺の井戸の有無	浄化槽周辺（浄化槽から 30m 以内）に飲用水を含む生活用水として使用している井戸がある。	

判断する。

- ・ 隔壁等が著しく破損している場合には、本体の補修同様、歪み等が生じて他の部分の破損等を連鎖的に招き、繰り返し補修が必要となることから、係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。

(ロ) 平面酸化床、散水ろ床

平面酸化床又は散水ろ床に、著しい破損や傾きが発生しているか否か、それにより汚泥等が特定の場所に著しく堆積したり破損部分から短絡したりして、不適正な水流が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。

調査項目例

- ・ 著しい破損がある。
- ・ 破損や傾きにより、短絡流や不適正な水流が発生している。
- ・ 剥離生物膜が特定の箇所に堆積し、適切な水流を妨げている。

【切迫性の考え方】

- ・ 散水樋の著しい破損や傾き、それによる偏った汚泥等の著しい堆積により、腐敗室流出水が散水樋をほとんど経由することなく流下している場合は、適正な放流水質が確保できない

	<p><u>蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。</u></p> <p><u>・平面酸化床の著しい破損や傾き、それによる偏った汚泥等の著しい堆積により、腐敗室流出水が直接消毒室に移流しているなどの著しい短絡現象が認められる場合は、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。</u></p> <p>【措置の考え方】</p> <p><u>・散水樋や平面酸化床の著しい破損や傾きの補修には、手作業によるモルタル造形が必要な場合が多く、補修に係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。</u></p> <p><u>・部品が入手不可能な場合は「補修不能」と判断する。</u></p> <p>(八) ばっ気装置（散気式・機械式）</p> <p><u>不適正な水流が発生しているか否かなどを判断する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1093 1066 1951 1169"> <tr> <td data-bbox="1093 1066 1223 1114">調査項</td> <td data-bbox="1223 1066 1951 1114"><u>・適正な水流が確保されていない。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1114 1223 1169">目例</td> <td data-bbox="1223 1114 1951 1169"></td> </tr> </table> <p>【切迫性の考え方】</p> <p><u>・ばっ気装置の破損等により、攪拌水流が停止あるいは著しく弱い場合、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いこと</u></p>	調査項	<u>・適正な水流が確保されていない。</u>	目例	
調査項	<u>・適正な水流が確保されていない。</u>				
目例					

から、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。

【措置の考え方】

・送風機から浄化槽本体までの地中で空気配管が破損している場合は、補修費用が高額になる場合があることに留意すること。

・機械式の場合は、修理に必要な部品が入手できない場合があることに留意すること。

(二) 消毒装置

消毒装置が破損、脱落又は欠落しているか否か、薬剤筒に固定不良があるか否などを基に総合的に判断する。

調査項目 例
・消毒装置が破損、脱落又は欠落している。

目録 例
・薬剤筒が適正に固定されていない。

【切迫性の考え方】

・消毒設備が欠落している場合、処理水が未消毒のまま定常的に放流されていることは明らかで、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。

【措置の考え方】

・部品の入手が不可能で、補修できない場合は「補修不能」と判断する。

	<p><u>(ホ) 流入管渠、放流管渠</u></p> <p><u>勾配不良や閉塞等による滞留や逆流、溢流が常態化しているか否か、放流先等からの逆流が常態化しているか否か、管渠に著しい破損又は漏水があるか否かなどを基に総合的に判断する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1093 544 1951 802"> <tr> <td data-bbox="1093 544 1223 802"> <p>調査項目例</p> </td> <td data-bbox="1223 544 1951 802"> <ul style="list-style-type: none"> ・定常時に勾配不良や閉塞等による滞留や逆流がある。 ・流入升において、逆流や溢流がある。 ・放流先等からの逆流がある。 ・著しい破損又は漏水がある。 </td> </tr> </table> <p><u>【切迫性の考え方】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・著しい破損又は漏水、溢流が生じている場合、地下水等への過大な影響が懸念されることから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 ・放流先等からの逆流がある場合は、浄化槽の所期の性能が発揮できず、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 <p><u>【措置の考え方】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・管渠の勾配不良や管渠途中の破損や漏水等の補修にかかる費 	<p>調査項目例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定常時に勾配不良や閉塞等による滞留や逆流がある。 ・流入升において、逆流や溢流がある。 ・放流先等からの逆流がある。 ・著しい破損又は漏水がある。
<p>調査項目例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定常時に勾配不良や閉塞等による滞留や逆流がある。 ・流入升において、逆流や溢流がある。 ・放流先等からの逆流がある。 ・著しい破損又は漏水がある。 		

用は、相当に高額になる可能性があることに留意すること。

3. 周辺環境への影響

生活環境及び公衆衛生上重大な支障をきたす恐れがあるか否かを判定するにあたり、下記の項目を確認する。

周辺環境への影響

調査項目例

- ・浄化槽設置場所周辺において著しい悪臭、害虫、騒音の発生がある。
- ・放流水の透視度が4度(4cm)未満である。
- ・条例により単独処理浄化槽に対する規制や生活排水の排出に対する規制等がある。
- ・浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸がある。

4. 参考となる情報

特定既存単独処理浄化槽の措置を判定するにあたり、参考となる情報として、既存単独処理浄化槽の使用の継続による当該既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の将来的な悪化の可能性も念頭に、以下に掲げる事項に該当するか否かを確認する。

(イ) 過去の補修等の実績

以前に本体又は内部設備の補修を行った実績があるか否かに

ついて、特定既存単独処理浄化槽の措置を判断する場合の参考とする。

調査項目	以前に本体又は内部設備の補修等を行った実績がある。
------	---------------------------

【切迫性の考え方】

・以前に本体の補修を行った実績があり、再び同一箇所又は関連する箇所に著しい破損等が発生した場合には、漏水が発生する蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。

・以前に内部設備の補修を行った実績があり、再び同一箇所又は関連する箇所に著しい破損等が発生した場合には、浄化槽の所期の性能が発揮できず、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。

【措置の考え方】

以前に本体又は内部設備の補修等を行った実績がある場合、繰り返し補修が必要となることから、かかる費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。

(口) 浄化槽の構造基準

旧構造基準に基づいて設置された単独処理浄化槽 (昭和 44

	<p>年以前に設置された単独処理浄化槽を含む)であるか否かを確認して、特定既存単独処理浄化槽の措置を判断する場合の参考とする。</p> <table border="1" data-bbox="1093 389 1951 544"> <tr> <td data-bbox="1093 389 1227 544">調査項目例</td> <td data-bbox="1227 389 1951 544">旧構造基準に基づいて設置された単独処理浄化槽(昭和44年以前に設置された単独処理浄化槽を含む)である。</td> </tr> </table>	調査項目例	旧構造基準に基づいて設置された単独処理浄化槽(昭和44年以前に設置された単独処理浄化槽を含む)である。
調査項目例	旧構造基準に基づいて設置された単独処理浄化槽(昭和44年以前に設置された単独処理浄化槽を含む)である。		
	<p>〔別紙3〕特定既存単独処理浄化槽の措置の参考となる考え方</p> <p>特定既存単独処理浄化槽に対する措置については、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況に応じて、将来的な悪化の可能性も念頭に総合的に評価を行い、措置の内容について、除却を行うか、補修や附帯設備の交換を行うかの判定を行うことになる。</p> <p>なお、以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判定していく必要がある。</p> <p>(1) 除却</p> <p>既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態が深刻な場合や複合的にみて周辺環境への影響が懸念される場合は、緊急性が高いことから除却を行い合併処理浄化槽への交換を措</p>		

置として求めることが考えられる。

〔別紙1〕特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる事項より、「除却」の措置の判断として以下のケースを例示する。

ケース1：

「重要項目」に1つでも該当かつ「周辺環境への影響」に1つでも該当

ケース2：

「その他の項目」に複数該当かつ「周辺環境への影響」に1つでも該当かつ「参考となる情報」に1つでも該当

(2) 補修や附帯設備の交換

既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態が限定的な場合は、浄化槽の補修や附帯設備の交換を措置として求めて単独処理浄化槽の使用を継続することも考えられる。この場合においても、補修や附帯設備の交換により外形的状況や性能状況が一時的に改善するものの、例えば、老朽化が進行した既存単独処理浄化槽においては、本体がすでに劣化して部材の強度が低下していることで破損、変形、漏水等が再発したり、附帯設備が破損、変形、脱落等が再発したりすることで、周辺環境への影響

が懸念する事態になり緊急性が高まることがありえる。

「補修や附帯施設の交換」の措置の判断としては、特定既存単
独処理浄化槽に該当するが「除却」の措置に該当しない特定既存
単独処理浄化槽が対象になると考えられる。